

入札参加者の皆様へ

平成28年4月22日
宇都宮市理財部契約課

東日本大震災に伴う前金払の特例の延長について

東日本大震災の被害からの迅速な復旧・復興を目的として、工事等の適正かつ円滑な施工の確保を図るため、前金払の割合を引き上げる特例を引き続き実施することになりましたのでお知らせします。

1 対象

- ・ 請負代金50万円以上の全ての市発注工事（以下「建設工事」という。）
- ・ 請負代金50万円以上の全ての市発注の土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造（以下「工事関連業務等」という。）

2 特例の内容

請負代金50万円以上の全ての建設工事・工事関連業務等を対象に、当面の間、前金払の割合を特例として、「100分の10」引き上げを次のとおり引き続き実施します。

契約の区分	公共工事等の前金払支払割合	
	現行	特例措置実施後
(1) 建設工事 請負代金の額に右に定める割合を乗じて得た額	100分の40	100分の50
(2) 工事関連業務等 請負代金の額に右に定める割合を乗じて得た額	100分の30	100分の40